

(議長)

日程第6、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和7年2月10日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、えー議案4ページ、専決処分書をご覧下さい。

えー当事者ですが、甲、A氏、乙、江差町長、本事案の概要です。

昨年12月26日、甲の運転する車両が江差町防災備蓄センター正面の単管柵に衝突し、単管を複数本破損させたものでございます。甲の責任において損害賠償することとして、合意を得たことで今回の報告となります。

和解の概要です。損害額6万2,832円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲の加入する賠償補償保険により補償費全額を支払うものでございます。

また、乙は甲に対し、今後、物件損害及びこれに伴う一切の請求を行わないこととしたものでございます。説明は以上となります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。